

8月1日(月)から 各種保険証等が更新されます

「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」「福祉医療費受給者証」が8月1日(月)に更新されます。対象となる皆さまには、7月下旬に新しい保険証等を送付します。お手元に届かない場合や不明な点については保健福祉課へお問い合わせください。なお、現在使用されているものは、有効期限(7月31日(日))が過ぎましたらご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

国民健康保険

被保険者証
現在お持ちの被保険者証は、7月31日で有効期限が終了し、8月1日から、藤色の新しい被保険者証に更新されます。対象となる皆さまには、7月下旬に世帯主様宛に送付します。お手元に届きましたら、住所・氏名・生年月日などの記載内容をご確認ください。

高齢受給者証

令和2年度から70歳〜74歳の方の高齢受給者証が被保険者証と一体化し、被保険者証兼高齢受給者証として発行されています。負担割合は、被保険者証兼高齢受給者証の左側に記載されていますので、ご確認ください。

※現在お持ちの被保険者証は、期限が過ぎましたら、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
保健福祉課 国保年金係
(31) 2512

後期高齢者医療保険

対象となる皆さまは65歳以上の方と、65歳以上で一定の障がいがあり申請された方に保険証と減額認定証を送付します。
送付時期：7月下旬

後期高齢者医療制度の保険証

保険証の色が黄色から緑色に変わります。新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

10月1日から窓口負担割合が見直される都合上、有効期限は一律9月30日となります。10月1日以降の保険証は改めて送付します。

限度額適用 標準負担額減額認定証(減額認定証)

引き続き減額認定証の交付対象となる方(町民税が非課税世帯の被保険者)全員に、新しい減額認定証を送付します。

問い合わせ先
保健福祉課 介護高齢係
(31) 2512

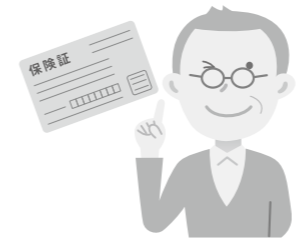
福祉医療費受給者証

郵送時期：7月下旬
資格要件や前年の所得を確認し、引き続き該当となる方に送付します(申請は不要)。
転入などにより、提出していただく書類がある方には、別途通知しますのでご確認ください。

福祉医療制度とは

医療機関などで負担した保険診療分の一部を助成する制度です。対象者は下表のとおりです。申請をされていない方は手続きをお願いします。

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係
(32) 6522



福祉医療費受給者対象要件 ※いずれも所得制限があります。

対象者	要件
障がい者	身体障害者手帳1〜4級
	療育手帳A1〜B1
	精神保健福祉手帳1〜3級
	精神障がいと障害基礎年金を受給されている方
ひとり親家庭等	65歳以上国民年金法施行別表該当者(身体や精神に一定以上の障がいがある方)
	配偶者がいない方で現に年度末18歳までの子どもを扶養している者、およびその者に扶養されている年度末18歳までの子ども 父母のいない高等学校卒業までの児童

介護保険を利用していらっしゃる皆さまへ

介護保険負担限度額認定証の更新申請は7月8日(金)まで

課税状況などが一定の条件を満たす方は、施設入所時の居住費・食費の負担軽減が適用となる「負担限度額認定証」が申請により発行できます。

すでに負担限度額認定証をお持ちの方も、毎年、更新の手続きが必要です。現在対象となっている方には6月下旬に申請書類を送付します。7月8日(金)までに必要書類と併せて提出してください。

対象者

- ①・②の両方を満たす方
 - ①世帯全員が非課税の方
 - ②預貯金等(※)の金額が基準額以下の方
- (令和3年度より、所得に心じて、基準額が変わりました。)
- (※)「預貯金等」とは預貯金、信託、有価証券、現金(タンス貯金など)です。

◎世帯が別でも、住民税を課税されている配偶者がいる場合には対象になりませんのでご注意ください。

年金収入等※	預貯金等の基準額
80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円
80万円超120万円以下	単身550万円、夫婦1,550万円
120万円超	単身500万円、夫婦1,550万円

※公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

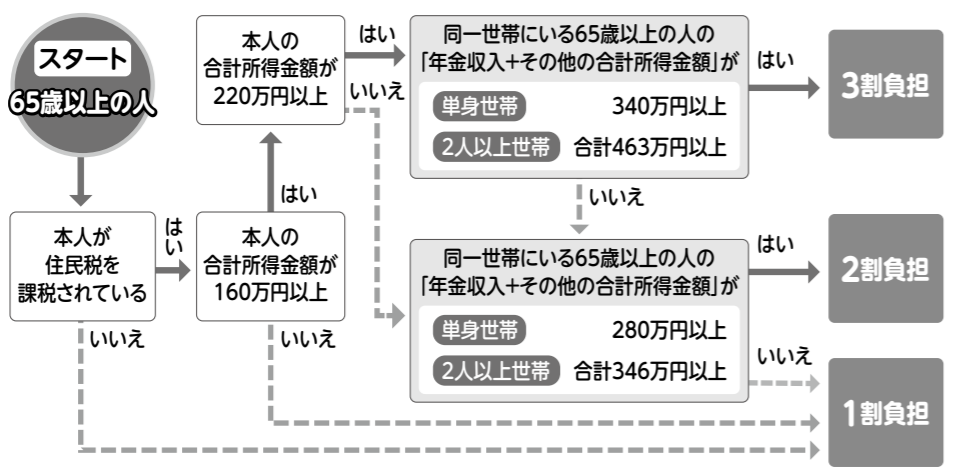
介護保険負担割合証を7月下旬に送付

介護保険サービス利用の際、原則として利用料の1〜3割を支払っていただきます。利用者の負担割合が記載された「負担割合証」は毎年8月1日に更新となり、新しい「負担割合証」は7月下旬に送付します。

提出場所・問い合わせ先
保健福祉課 介護高齢係
(31) 2512



●自己負担割合を確認してみましょう!



児童扶養手当・特別児童扶養手当

8月から 現況届・所得状況届の受付を開始します

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、期限内に届け出ください。届け出がないと11月以降の手当は支給されません。

児童扶養手当とは
父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

特別児童扶養手当とは
精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係
(32) 6522

